2003 年 11 月 1 日制定

2013 年 9 月 15 日改定

賃金規程

事業所名　特定非営利活動法人ボラみみより情報局

第１章　総則

（目的）

第１条　この規定は、就業規則第２１条の定めるところにより、当会の職員の賃金および賞与について定めたものである。

（尊守義務）

第２条　当会および職員は、この規定を誠実に守りお互いの信頼を高めるように努力しなければならない。

（賃金体系）

第３条　賃金の体系は、次のとおりとする。

- 賃金
  - 基準内賃金
    - 基本給
  - 基準外手当
    - 時間外手当
      - 早出・残業手当
      - 休日出勤手当
      - 深夜勤務手当
    - その他の手当
      - 通勤手当
      - 経験手当

（賃金の支払形態）

第４条　常勤職員、臨時職員の賃金は月給制とする。

　ただし、次の各号に該当する場合については日給月給制とする。

一、業務上および私傷病等により休業し、当該休業日について社会保険から保証される場合

二、入社、退社月において不就労日がある場合

三、欠勤をした場合

２．非常勤職員、パートタイマー、アルバイトについては、時間給月給制とする。

　ただし、遅刻、早退、私用外出については、30 分単位（端数は切り上げて制裁扱いとする）で計算し、第８条の計算による賃金控除を行う。

（計算期間および支払日）

第５条　賃金の計算期間は、当月 1 日から当月末日をもって締切り、翌月 10 日に支給する。ただし、支給日が休日に該当するときはその前日に支払う。

（非常時払い）

第６条　前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は職員（職員が死亡したときはその

遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

一、職員が死亡したとき

二、職員またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産、疾病、災害、または死亡したため費用を必要とするとき

三、職員またはその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由によって１週間以上にわたり帰郷するとき

（支払方法）

第７条　賃金は、本人が指定した本人名義の預貯金口座への振込を原則とする。

２．口座振込を希望する職員は、別に定める手続きにより、賃金の振込を受ける預貯金の口座等一定事項を当会に届け出なければならない。

３．当会は、口座振込により賃金を支払う場合は、賃金支払日の午後３時までに支払出しができるようにする。

（日額および時間額の計算）

第８条　割増率や不就労控除に用いる日額（時間額）の計算は次による。

$$\text{時間額} = \frac{\text{その者の基準内賃金}}{\text{１ヶ月平均所定労働時間}}$$

日　額＝時間額×一日の所定労働時間数

２．計算上、円未満の端数については、職員にとって有利になるように切り捨てまたは切り上げるものとする。

（賃金控除）

第９条　賃金は全額支給を原則とするが、法令以外のものを控除する場合は、職員代表と書面による協定を結んだ後に行う。

第２章　基本給

（基本給）

第 10 条　基本給は、理事会で協議の上、定める。

第３章　諸手当

（通勤手当）

第 11 条　次の区分により通勤手当を支給する。

一、電車、バス等の公的交通機関を利用して通勤する者

　　当会が認める順路により計算した定期券代実費。ただし、非課税限度額をもって支給限度とする。

二、自家用自動車で通勤する者

　支給額＝（当会までの片道直距離キロメートル数）×10 円

三、オートバイで通勤する者

支給額＝（当会までの片道直距離キロメートル数）×5円

四、次の場合当該区分についての手当ては支給しない。

イ．自宅から当会までの距離が、2キロ未満

ロ．自宅から最寄り駅までの距離が、2キロ未満

ハ．最寄り駅から当会までの距離が、2キロ未満

（経験手当）

第12条　経験があると理事会が認めた者には経験手当を支給する。区分、金額については理事会にて決定する。

２．経験手当の査定は雇用時とその後、毎年1回行い、10月分の給与から実施する。

３．経験手当の基準額は、次の基準額表のとおりとする。ただし、業績に応じて減額する場合がある。

基準額表

	ボラみみ経験			他ＮＰＯ・他職業経験		
	週5勤	週4勤	週3勤	関連高	関連中	関連低
1年	5,000	4,000	3,000	3,000	2,000	1,000
2年	10,000	8,000	6,000	6,000	4,000	2,000
3年	15,000	12,000	9,000	9,000	6,000	3,000
4年	20,000	16,000	12,000	12,000	8,000	4,000
5年	25,000	20,000	15,000	15,000	10,000	5,000
6年	30,000	24,000	18,000	18,000	12,000	6,000
7年	35,000	28,000	21,000	21,000	14,000	7,000
8年	40,000	32,000	24,000	24000	16,000	8,000
9年	45,000	36,000	27,000	27,000	18,000	9,000
10年	50,000	40,000	30,000	30,000	20,000	10,000
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
15年	75,000	60,000	45,000	45,000	30,000	15,000
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
20年	100,000	80,000	60,000	60,000	40,000	20,000
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
25年	125,000	100,000	75,000	75,000	50,000	25,000
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
30年	150,000	120,000	90,000	90,000	60,000	30,000

（時間外手当）

第13条　当会は、上司の指示により法定労働時間を越えて（深夜を含むまたは法定休日に）労働させた場合、次の基準によって計算した手当を支給する。

基本給

――――――――――――――――――――――――――――――――――――　×割増率

１ヶ月平均所定就業時間（年間所定就業時間数／12）

２．前項の割増率は、次のとおりとする。

手当	割増率
時間外	25%
深夜労働	25%
休日労働	35%

３．時間外勤務または休日勤務が深夜に及んだ場合は、時間外労働手当または休日出勤手当と深夜労働手当を併給する。

第４章　昇給

（昇給の時期）

第１４条　就業規則第23条に基づき、昇給は毎年１回４月１日に行う。

２．昇給の決定が遅延した場合、支給日前に退職した者に差額は支給しない。

３．各人の勤務態度、勤務成績などに基づき３月末日までに実施する。

４．金額については理事会が決定する。

第５章　賞与

（賞与）

第15条　就業規則第24条に基づき、賞与を支払うことがある。

２．対象者、金額については都度、理事会が決定する。

第６章　雑則

（返還）

第１６　この規程に定める額を不正に受給した場合、当会はその全額の返還を求めるものとする。

２．この場合、職員は誠実をもってこれを返還しなければならない。

附　則

１．この規定は、2003年11月１日に制定し、同日より施行する。

２．2003年の基本給は16万円とする。

３．2005年９月17日、就業規則の追加に伴い条数が繰り下げられたため、第１条（目的）「就業規則第２０条」を「就業規則第２１条」に変更する。

４．2013年９月15日、第１条の２、３条「精勤手当」、12条、15条、16条を削除し、それにより条数が繰り上げられたため、（技能手当）13条を（経験手当）12条、（時間外手当）14条を（時間外手当）13条、（昇給の時期）17条を（昇給の時期）14条、（賞与）18条を（賞与）15条、（返還）19条を（返還）16条に変更する。3条の「技能手当」を「経験手当」、4条の２の「15分単位」を「30分単位」、「10条の「各職員と」を「理事会で」、11条の１の「最短順路」を「順路」に変更し、繰り上げられた12条の「技能」を「経験」に変更し、２、３の条文および、基準額表を追加する。